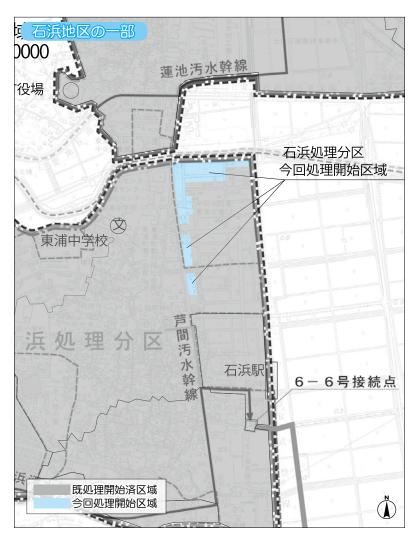
# 经行行

平成29年12月26日 供用開始

## 使える区域が広がりました!

地球環境にやさしい下水道!

●問い合わせ 上下水道課 内線131



## ●新たに利用できる区域

石浜地区の一部

#### ●公共下水道の接続はお早めに

家庭や事業所などから排出する汚水を下水道管に流すことで、衛生的で快適な生活を送ることができます。新たに整備で広げた区域では、公共下水道(汚水)の利用ができるようになります。下水道法上では、下水道区域供用開始後くみ取り便所は3年以内に、それ以外は遅滞なく公共下水道に接続することが義務付けられていますので、早めの下水道管への接続にご協力をお願いします。なお、既供用開始区域で未接続の方は早めの接続をお願いします。。

#### ●排水設備工事は町指定工事店で

家庭から出る排水を公共下水道へ流 すための接続工事の申請は、町が指定し ている工事店で行ってください。工事の 費用は家庭の条件により異なりますの で、指定工事店に相談してください(指 定工事店は町ホームページに掲載)。

#### ●ご注意を!

家の建て替えや水回りが変更となる 増築を希望されている方も、指定工事店 を通して申請をお願いします。

### 下水道に接続されている方々にお願い

- ①使ったあとの天ぷら油は流さない。
- ②トイレットペーパー以外の紙は流さない。
- ③台所の野菜くずなどは流さない。
- ④マンホールに石やゴミは捨てない。
- ⑤無リン洗剤を使用する。
- ⑥灯油、オイル類などの危険物は流さない。
- (7)節水上手、やりくり上手、水の使用は少なめに。
- ⑧家庭内などの排水管は定期的に点検清掃をする。

